

国際交流活動応援企業（団体）

登録のお願い



（公財）京都市国際交流協会は、kokoka 京都市国際交流会館を拠点として、京都市に暮らす約 5 万人の外国籍市民等と共に生きる「多文化共生社会」の実現に向けて活動し、2019 年に 30 周年を迎えました。主な取り組みとして、ことばや制度の壁を取り除くための生活サポートや市民間の国際交流の促進、ボランティア活動の推進による多文化共生の担い手育成などを行っています。

近年、海外からの留学生や就労者が大きく増加し、また昨今では新型コロナウイルスや自然災害への対応における外国籍市民等の人権擁護、多文化共生社会の実現、さらには「誰一人取り残さない」SDGs の推進など、当協会の果たすべき役割が増大している一方で、財政状況においてはきわめて厳しい状況に直面しています。

そこで、こうした活動を、さらに幅広い企業・団体・市民の皆様のご支援・ご理解のもと、より着実に進めていくため、京都市国際交流協会では、この度「国際交流活動応援企業（団体）」登録制度を設けさせていただくことといたしました。つきましては、国際交流・多文化共生・留学生支援等にご理解があり、京都市に活動拠点を有する企業・団体の皆様に、主に財政面でのご協力をお願いしたいと考えております。

趣旨にご賛同いただいた企業（団体）の皆様につきましては、当協会から「登録証」を交付させていただくと共に、京都市国際交流協会のホームページを始め各種発行物、主催イベントのパンフレットにおいて、広くその旨を紹介させていただきます。

ご協賛の寄付金は、**年額 1 口 5 万円（9 月から翌年 8 月、何口でも可）**とさせていただきます。今後とも、京都市国際交流協会の活動にご理解ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

特典 1 「登録証」を進呈



特典 2 協会ホームページ、年間報告書等に掲載



毎月発行「kokoka イベントカレンダー」にも企業・団体名を掲載!!

特典 3 協会が実施する各種事業のご案内を送付



税制上の優遇措置について

当協会は寄付者の皆様が税制上の優遇措置を受けられる特定公益増進法人の許可を受けています。

ご寄付は「特定公益増進法人への寄付金」として、一般寄付金とは別枠で当該事業年度の損金に算入することが認められています。

- 特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額の計算方式
(資本金の額 × 0.375% + 当該事業年度所得 × 6.25%) × 1/2 = 損金算入限度額

お申し込みは、裏面の登録申込書をご利用ください

SNSでの情報発信も
行っています

